

## 【選定審査講評】

指定管理者制度は、公の施設の管理運営について民間事業者も施設管理者の対象としており、公の施設のサービスの向上、民間活力の導入、効率的な管理運営による経費の縮減等を目的としています。

今回、指定管理期間が令和4年3月31日を以って満了する九重“夢”大吊橋物産直売所について令和4年4月1日以降の指定管理候補者、令和3年度建設を行っている麻生原集会所について工事が完成し引渡しを終えた後の指定管理候補者の選定審査を実施しました。

九重“夢”大吊橋物産直売所は、町の地域活性化の場として設置されたもので、設置当初の平成18年度より指定管理者制度が導入されました。今回、現行指定管理者の1者より応募があり、提案内容も施設のイメージアップや来場者増加対策等への創意工夫と意気込みが感じられるものでした。審査基準に基づく採点を踏まえた協議の結果、大分県農業協同組合の提案は高く評価されました。3期13年の指定管理実績等を踏まえ、より具体的で実行性のある管理運営計画、経営者として堅実な収支計画等、総合的に優れた提案内容であり、同者を指定管理候補者として選定しました。

また、本年度完成予定の麻生原集会所については、平成19年度より指定管理者制度を導入している各種集会所等と同様に、各地域における生活環境の向上、福祉の増進等を目的に設置されたものであり、指定管理者を公募することは現状になじまないことから、任意指定として地元関係行政区等である麻生原集会所管理組合を指定管理候補者に選定しました。

最後になりましたが、指定管理候補者の選定に当たり、多大なご尽力を頂きました提案者に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも各指定管理施設が適正に管理運営され、本町住民福祉の向上、産業振興等に寄与することを祈念して講評の結びとさせていただきます。

令和3年11月26日

九重町指定管理者選定委員会  
委員長 小田 詰 志